

情報公開

町長交際費を公開します (平成24年度下半期)

●問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

分類	件数	金額	主な内容
会費	17件	84,500円	●第10回全国和牛能力共進会入賞祝賀会 ●自衛隊熊本地方協力本部創立6周年記念祝賀会 ●(社)菊池法人会大津支部平成24年度講演会・懇親会 ●平成24年度生涯スポーツ優良団体表彰(文部科学大臣賞)祝賀会 ●大津あけぼの会12月例会および懇親会 ●2013年度東熊本青年会議所1月通常総会・新年賀詞交歓会 ●NPO法人クラブおおづ事業報告会 懇親会 ●2013くまもと経済レセプション など
懇談会費	14件	75,000円	●平成24年度第1回城北地区商工会青年部連絡協議会講演会・懇親会 ●行政区議会議 平成24年度大津町区長交流会 ●熊本大津ライオンズクラブ結成30周年記念例会・懇親会 ●熊本県自衛隊父兄会平成25年持ち回り支部長懇親会 ●平成25年消防出初め式反省会および懇談会 ●大津町ボランティア連絡協議会設立 など
慶祝費	5件	25,000円	●三気の里 25周年 開園記念祭 ●大津町商工会新年祝賀会 ●農業法人設立総会 など
慶弔金	3件	15,000円	●各種委員などの死亡時の香典
接遇費	2件	10,000円	●来客用お茶代
その他	3件	30,160円	●封筒(祝事用)、町長名刺 など
合計	44件	239,660円	

町 長交際費は町長が町を代表して行政を執行するために、外部との交際上必要な経費として認められているものです。支出にあたっては、「大津町長交際費支出基準に関する規程」に基づき社会通念上妥当な範囲で、最小限にとどめるよう配慮しています。

平 成24年度下半期の主な支出は、町代表として参加した各種イベントの会費や、町関係団体との懇談会費などです。これらの交際費について詳細を知りたい場合は、情報公開の請求ができます。

税

平成25年度 住民税の税制改正(「生命保険料控除」改正)

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

平 成23年12月31日までに締結した生命保険料(旧契

支払金額	控除額
12,000円以下	支払保険料の全額
12,000円超 32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
56,000円超のとき	一律 28,000円

現 行の生命保険料控除に加え、介護・医療保障を対象とした「介護医療保険料控除」が新設されたことに伴い、計算方法が変更になります。

平 成24年1月1日以降に締結した生命保険(新契約)に係る一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除についての控除額は、次のとおり計算します。

支払金額	控除額
15,000円以下	支払保険料の全額
15,000円超 40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
70,000円超のとき	一律 35,000円

※一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の合計額は70,000円が限度額です。
※双方がある場合の計算方法
一般生命保険料または個人年金保険料において新契約と旧契約の双方がある場合は、それぞれの計算式を適用した控除額の合計額(適用限度額28,000円)が控除されます。

道路

道路を快適に利用するために

●問い合わせ 役場道路整備課 道路維持係 ☎096(293)2815



木 道の枝や生垣が道路上に張り出したり覆いかぶさったりすると、通行しづらだけでなく、道路標識・カーブミラーなどを見づらくし、交通事故の原因にもなりかねません。
私有地から道路に張り出している枝や木は、土地所有者に所有権があります。県や町では切ることができませんので、土地所有者にせんでん定・刈込みをお願いしています。
交通安全を未然に防止し、安全に道路を利用できるように、定期的なせんでん定・刈込みをお願いします。また、近くでこのような箇所をみかけたら、ご近所同士で声掛けをお願いします。



近 年、町内では短時間の集中的な降雨により、道路が冠水する被害が起きています。道路脇にある雨水を集めて下水に排水する「ます」が落ち葉やごみなどでふさがると、雨水が流れなくなり道路の冠水が起きやすくなります。
皆さんの家の周りで、落ち葉やごみでふさがっている「ます」がありましたら、お手数ですが清掃のご協力をお願いします。

道路に張り出した木は切りましょう

大雨に備えて「ます」の清掃を

狂犬病

狂犬病予防注射をお忘れなく!

●問い合わせ 役場環境保全課 環境保全係 ☎096(293)3113

平成25年度 第2回 狂犬病予防集合注射

後91日以上の犬はすべて、登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)を受けよう。法律で義務づけられています。

4月13日・14日・17日・18日の4日間で第1回目の集合注射を行いました。まだ予防注射が済んでいない犬を対象に、第2回目の集合注射を次のとおり実施します。受け忘れのないようご注意ください。

- ▼日時 6月22日(土) 午前8時30分～午前10時
- ▼場所 役場南側駐車場
- ▼料金 1頭につき
- 登録手数料 3,000円(新規のみ)
- 注射料 2,500円
- 注射済票交付手数料 500円

●役場から通知のあったハガキをご持参ください(紛失した場合は当日再交付できます)。
●混合ワクチンを接種すると、3週間は狂犬病注射が受けられませんのでご注意ください。



●体調の悪い犬、治療中の犬は注射前にご相談ください。
●注射会場での飼い犬同士によるトラブルが例年見られます。飼い主は飼い犬を放したり、他の犬に近付けないよう管理徹底をお願いします。また、道路などに犬のふんを残さないように後始末をお願いします!
●今回注射を受けられなかった場合は、最寄りの動物病院で必ず接種してください。
※大津町・菊陽町にある動物病院以外で既に狂犬病予防注射を受けている場合は、注射済証をご持参ください。ただし、注射済票交付手数料として500円が必要です。